

「就業規則見直し講座」

～ 転ばぬ先の杖 ～



平成 25 年 9 月 24 日
主催 : ●●会

講座内容

会社と社員との関係は、人生で最も重要な契約である“労働契約”と言う名の契約で成り立っています。

この契約内容の不備、不明確がときとしてトラブルや紛争の原因となっています。

就業規則はこの契約内容を網羅する会社の憲法です。人が集まってできる組織にはおのずからルールが必要ですが、この際、是非見直してみましょう。

以下、会社任意のものもありますが、なされてないもの又は問題意識を感じたもの等の
 (および■) にチェックを入れてみて下さい。

『 本則、その他規程 』

- 1. 全体として、会社経営理念が就業規則に反映されていますか？
- 2. 服務規律と懲戒規定が整合されていますか？・・・参考資料1
- 3. 服務規律は自社の実態と経営方針に整合していますか？・・・参考資料2
- 4. 規則の適用範囲が明確になっていますか？
- 5. パートタイマー、再雇用者用などの別規則がありますか？
- 6. 「第1条：この就業規則に定めのない事項については、労働基準法、その他の諸法令に従う」の文言がないですか？
- 7. 借り物の就業規則を使っているリスクはないですか？
- 8. 法令の改正内容が反映されていますか？・・・参考資料3
- 9. 労働条件の変更規定がありますか？
- 10. 採用時等の書類として「身元保証書」「入社誓約書」「秘密保持誓約書」「運転免許証・車検証の写し」「自賠責・任意保険証の写し」「運転記録証明書」「病歴証明書」「退職証明書（前職）」「住民票記載事項証明書」等の提出を求める事のできる規定がありますか？
- 11. 試用期間における解雇事由が詳細、明確になっていますか？・・・参考資料4

- 12. 出張、職場異動の規定がありますか？
- 13. 役職（管理監督者）の規定がありますか？
- 14. 出向規定がありますか？
- 15. 休職規程はもれなく規定されていますか？（メンタル休職期間の通算、復職意見書等）
- 16. 始業終業時刻と算定労働時間の定義規定はなされていますか？
- 17. 変形労働時間制の検討と規定がなされていますか？・・・参考資料5
- 18. 分割休憩時間の規定がありますか？
- 19. 非一斉休憩の規定と労使協定がありますか？
- 20. 年次有給休暇の取得は前年度分からとなっていますか？
- 21. 残業ルール規定がありますか？
- 22. 定年条項に関し、改正高齢者雇用安定法の内容に対応していますか？・・・参考資料6

- 23. 有期雇用者に対し、改正労働契約法の内容を織り込んでいますか？
- 24. 普通解雇事由に漏れはないですか？
- 25. 解雇事由は限定列挙されていますか？
- 26. 解雇事由は抽象的ではないですか？
- 27. 解雇回避措置の内容が規定されていますか？
- 28. 表彰規定はありますか？
- 29. 賞罰委員会規定がありますか？
- 30. インフルエンザ等就業制限に対する対応措置が規定されていますか？
- 31. 災害時における対応・体制の規程は作ってありますか？
- 32. セクシャルハラスメント規定が整備されていますか？
- 33. パワーハラスメント規定が整備されていますか？
- 34. 就業時間中の携帯電話、会社パソコンの使用に関する規定がありますか？

参考資料1

- 35. 法定休日特定の検討はされていますか？
- 36. 振休、代休の規定がありますか？
- 37. 欠勤、遅刻、早退等の取り扱い規定がありますか？
- 38. 裁判員裁判休暇、検察審査員等休暇への対応規定がありますか？
- 39. 母性健康保護規定がありますか？
- 40. 直近改正法に対応する育児介護休業規程がありますか？
- 41. 安全衛生に関する規定（規程）が整備されていますか？
- 42. 教育訓練に関する規定がありますか？
- 43. 社員情報第三者提供規定がありますか？（雑則）
- 44. 損害賠償規定がありますか？（雑則）
- 45. 二重就労禁止規定がありますか？
- 46. 競業避止義務規程がありますか？
- 47. 所定休日が多くなりすぎていませんか？
- 48. 海外出張、赴任規程がありますか？
- 49. 在宅勤務規程がありますか？
- 50. 降格規定がありますか？
- 51. 公益通報者保護法に対応する規定がありますか？
- 52. 車両管理規程がありますか？
- 53. 書類管理規程がありますか？
- 54. 文書保存規程がありますか？
- 55. 「著しく」「再三」「通常」等の定義はされていますか？
- 56. その他

『 賃金規程 』

- 1. 割増賃金の対象になるかどうかの手当の定義が正確になされていますか？
- 2. 割増賃金の算定基礎から除外できる手当は除外していますか？・・・参考資料7
- 3. 割増賃金の計算式の規定がありますか？・・・参考資料7
- 4. 欠勤控除の計算式の規定がありますか？・・・参考資料7
- 5. 固定残業代としての性格と金額の根拠が明確に規定されていますか？
- 6. 試用期間の賃金が定められていますか？
- 7. 各手当の現状での意味が検討されていますか？
- 8. その他

『 その他 』

- 1. 10人以上の事業場ごとに所轄の労働基準監督署に届け出ていますか？
- 2. 法令に定めのある周知は適正になされていますか？
- 3. 代表労働者の選出は法令の定めにより適切に行ってていますか？・・・行政ちらし
- 4. その他

以上

『 お問い合わせは 』

講師：樋口憲一（社会保険労務士・産業カウンセラー）

☎ 025-370-7604 Fax 025-370-7605

Mail info@sr-tokimeki.jp

URL <http://www.sr-tokimeki.jp>